

# 長崎県建設関連業務委託最低制限価格制度試行要領の運用について

制定 平成21年6月26日 21建企第206号

1.長崎県建設関連業務委託最低制限価格制度試行要領 第3の定義において、建設関連維持管理業務（道路伐採業務、河川伐採業務、公園伐採業務）については以下の例示によるものとする。

## (1) 建設関連維持業務委託での発注例

道路路線毎の管理等において、施設としての本来の機能復旧を目的に、受注した1者が長期間に渡り契約を行い定期的若しくは契約工期より明らかに短い期間において除草を行う場合。

契約期間が除草の実作業日数より長く、一定期間または一定の区域を管理する場合。

例；仕様書において週に1回・週に2回の除草等を行うなど。

例；契約工期は8ヶ月で、そのうち雨季前に1度・イベントの前に1度伐採するなど実作業が契約期間より短いなど。

第1(2)の例によらない場合。

## (2) 請負工事での発注例

道路等に草木があることで施設としての本来の機能が低下しているため機能復旧を目的に発注する場合。

なお、250万円未満の伐採工事の発注については、指名競争入札に努めること。

## 附則

この通知は、平成21年7月1日から施行する。（平成21年6月26日付21建企第206号）